

市有財産（土地） 売り出しのご案内

佐野市では、公共的に利用計画のない市有地について次のとおりお売りしています（先着順）。

【1-2】	佐野市並木町 1259	宅地	802.00 m ² （約 243 坪）
【1-4】	佐野市黒袴町 1300-3 外 1 筆	宅地	205.87 m ² （約 62 坪）
【3-2】	佐野市中町 1150-1 外 2 筆	宅地	576.69 m ² （約 175 坪）
【6-1】	佐野市並木町 1260	宅地	1,112.09 m ² （約 336 坪）

現在売り出している物件は、一般競争入札に付した結果、不調となった物件で、先着順にお売りいたします。

売却価格は、不動産鑑定評価に基づいた適正な時価で、測量の費用や中間手数料等は、土地代金に上乗せしておりません。

ただし、契約や所有権移転登記に必要な印紙税や登録免許税（国税）は負担していただくことになりますのでご注意ください。

また、原則として、隣接土地所有者との境界確認・地積測量を実施しておりますので、安心してお求めになれます。

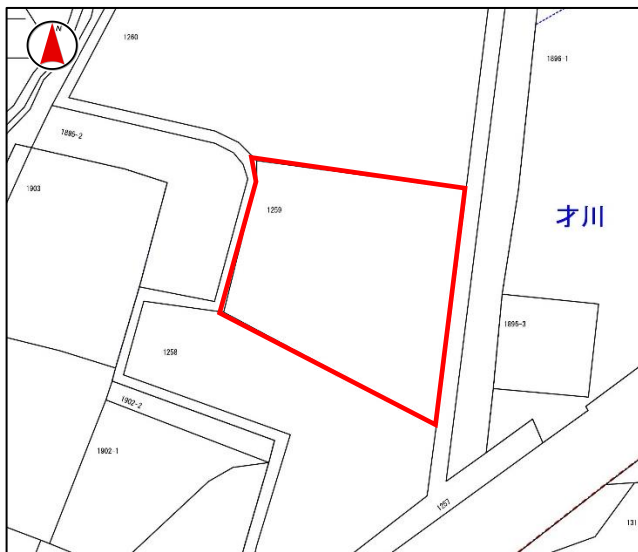
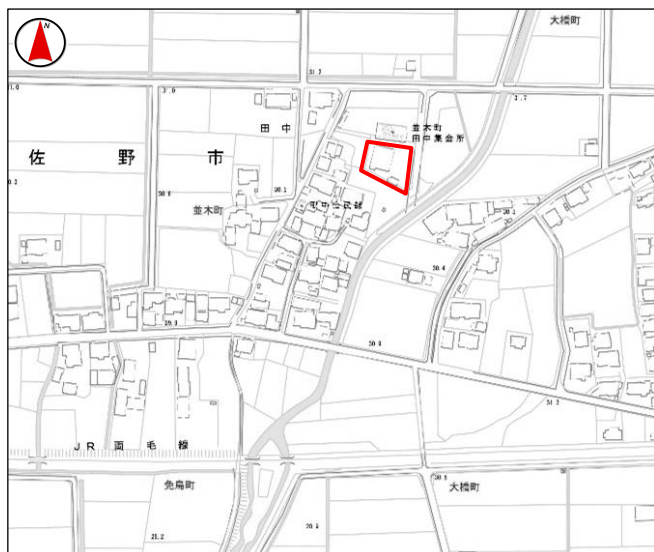
なお、先着順での売却となりますので、お問い合わせの時点で売却済みになっている物件もございますので、ご承知おきください。

お問い合わせ・資料請求は
こちらまで

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
佐野市役所 総合政策部 財産活用課 財産活用係
0283-20-3050

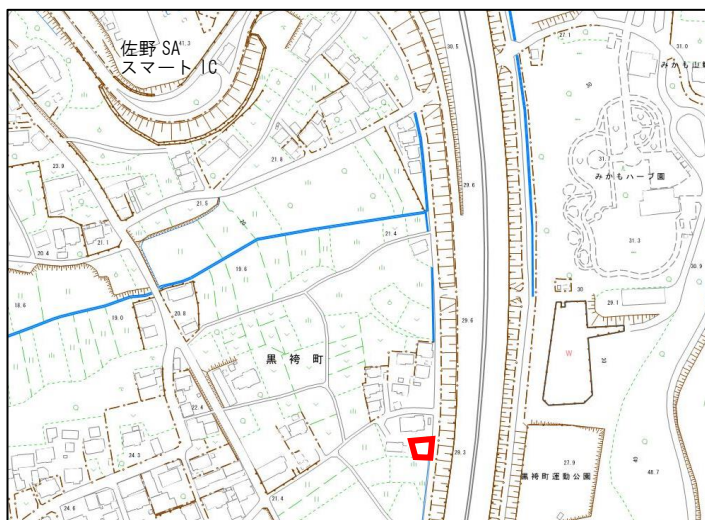
物件の詳細

物件番号 1 - 2（並木町） 市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200%



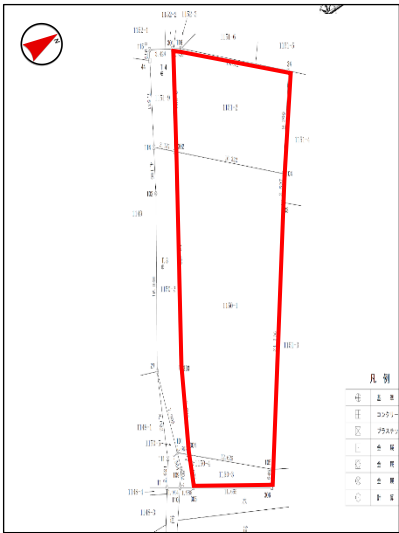
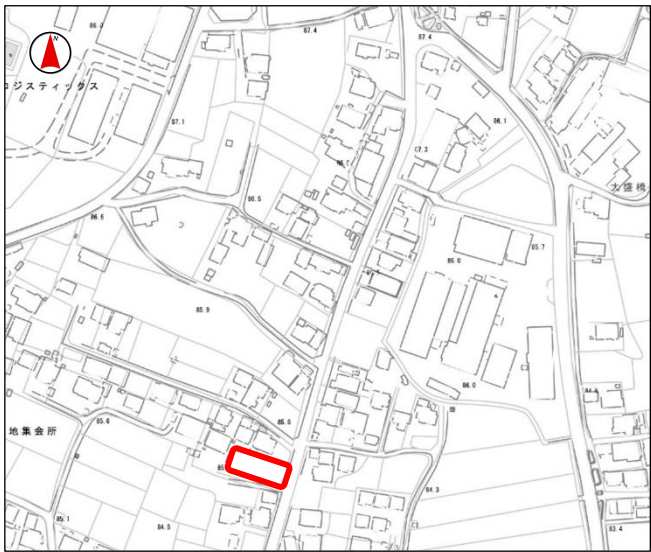
物件番号	所在	地目	面積 (㎡)	価格 (円)
1-2	佐野市並木町字花岡 1259	宅地	802.00 ㎡ (約 243 坪)	8,900,000 円 (坪約 3.6 万円)
【供給処理施設の状況】 水道引込済・下水道計画区域外・都市ガス供給区域外				

物件番号 1 - 4（黒袴町） 用途地域：工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200%



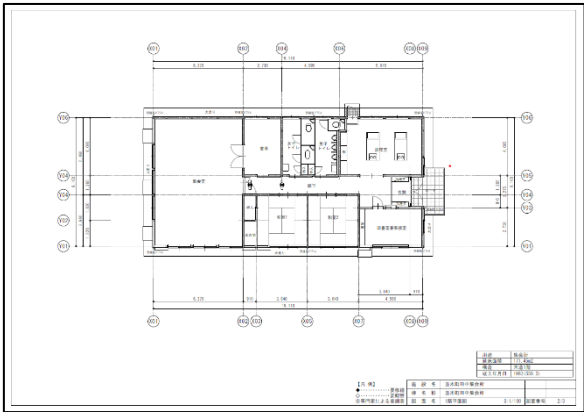
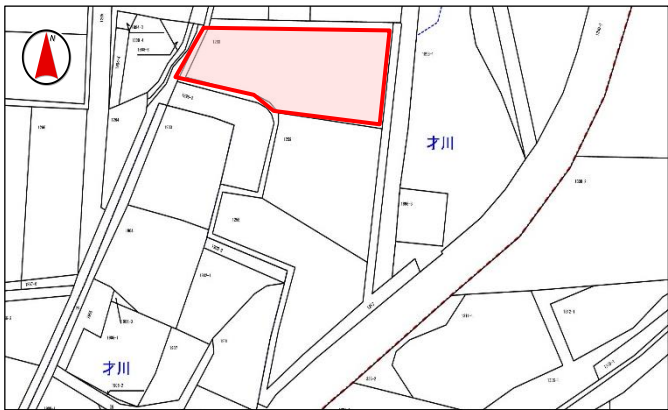
物件番号	所在	地目	面積 (㎡)	価格 (円)
1-4	佐野市黒袴町 1300-3 外 1 筆	宅地	205.87 ㎡ (約 62 坪)	2,820,000 円 (坪約 4.5 万円)
【供給処理施設の状況】 水道引込可・汚水マス引込済・都市ガス供給区域外				

物件番号 3-2 (中町)
 用途地域：第二種中高層住居専用地域
 建ぺい率 60%
 容積率 200%



物件番号	所在	地目	面積 (㎡)	価格 (円)
3-2	佐野市中町如来堂後 1150 番 1 外 2 筆	宅地	579.69 ㎡ (約 175 坪)	8,580,000 円 (坪約 4.9 万円)
【供給処理施設の状況】 水道引込済・下水道引込済・都市ガス供給区域外				

物件番号 6-1 (並木町)
 市街化調整区域
 建ぺい率 60%
 容積率 200%



物件番号	所在	地目	面積 (㎡)	価格 (円)
6-1	【土地】 佐野市並木町 1260 番 【建物】 集会所：木造金属葺平屋建	宅地	1,112.09 ㎡ (約 336.4 坪) 171.45 ㎡	8,968,100 円 〈税込〉 ≪内訳≫ 【土地】 8,879,000 円 (坪約 2.6 万円) 【建物】 89,100 円 〈税込〉
【供給処理施設の状況】 水道引込済・下水道計画区域外・都市ガス供給区域外				

売却手続きの主な流れ

① 市有財産払下申請書の提出

- ・「市有財産払下申請書」に必要書類を添えて、申込場所まで持参してください。（先着順となります。ただし、同一物件について同日中に複数の申込みがあった場合は、同着とみなし「くじ引き」で受付順位を決定します。）
- ・添付書類は次のとおりです。
 - ア 住民票（法人の場合は、登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕）
 - イ 誓約書

② 市有財産払い下げの決定

- ・「市有財産払下申請書」の提出後、書類等の審査を行い、「市有財産売払決定通知書」を交付します。（申込から概ね2～3週間程度）
- ・決定通知書に記載する期限までに、市が用意する契約書にて契約を交わします。（期限までに契約を締結しない場合には、契約決定を取消します。）

③ 売買契約の締結

- ・契約にあたって、次のご用意をお願いします。
 - ア 契約書用収入印紙（契約書1通分）
 - イ 印鑑（認印可）

④ 売買代金の納付

- ・契約締結の翌日から起算して60日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書で納付してください。
- ・売買代金を全額納付した時点で、所有権は申請者様に移転します。

⑤ 所有権移転登記

- ・売買代金の入金を確認次第、市で所有権移転登記の手続きを行います。
- ・所有権移転登記にあたって、次のご用意をお願いします。
 - ア 登録免許税（収入印紙もしくは領収書原本）
 - イ 売買代金領収書

⑥ 引渡し

- ・所有権移転登記完了後、法務局で発行される「登記識別情報通知」を市がお預かりし、申請者様にお渡しします。
- ・市の用意する受領書（土地用・登記情報用）をご提出ください。

お引渡しまでに申請者様に費用負担いただくもの

- ・ 契約用収入印紙代 ・ 売買代金（契約保証金含む）
- ・ 登録免許税（収入印紙もしくは領収書原本）
- ・ 住民票（法人の場合は、登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕）

※購入後は、不動産取得税、固定資産税、都市計画税が課税されます。